



4月

ほけんだより

2022年度 No.1

聖星保育園

ご入園、ご進級おめでとうございます

子どもたちは新しい環境での生活にわくわく、ドキドキしていることかと思えます。これから先生やお友だちと、たくさん楽しい時間を過ごしましょう。入園・進級後しばらくの間は、環境や季節の変化によって体調を崩しやすくなります。健康で楽しく、安心して保育園生活を過ごせますように、ご家庭と協力していきたいと思えます。どうぞよろしくお願ひいたします。



～新型コロナウイルス感染症について～

新型コロナウイルスの日本での感染拡大が始まって約2年が経過しました。日頃より、保護者の皆様には保育所における感染拡大防止の取組にご理解、ご協力いただいていることに感謝申し上げます。令和4年3月21日をもって「まん延防止等重点措置」が終了されることとなりました。令和4年度のスタートも感染防止対策を行いながら、関係機関の通達や状況に応じて行事や保育活動を検討していきます。掲示や配布書類などをご確認ください。引き続き、お子さまとご家族、お一人お一人の予防策の徹底と体調の管理をよろしくお願ひいたします。

お願ひ



- お休みや遅刻をする時は朝9時30分までにご連絡下さい（前日までにお伝え頂いていれば不要です）。体調が悪い時には病名や症状をお知らせ下さい。再登園時は経過をお伝え頂けると助かります。毎朝お子さまの様子をよく見て、さわって、元気であることを確かめましょう。保育中に38.0℃以上発熱したり、体調がおもわしくないと思われる時にはご連絡させていただきますので確実に連絡が取れるようお願いいたします。（連絡先がいつもと違う日は、朝担任までお伝え下さい）
- 薬は医師の指示により保育時間内にどうしても必要なものに限り、1回分をお預かりしています。誤薬を防ぐため『与薬に関する主治医意見書・与薬依頼書』と共に職員に手渡しをして下さい。
- 病気が治って登園する時には、お子さまの回復の程度その他、他のお子さまにうつすおそれがないかどうかご配慮いただきますようお願いいたします。受診の結果、感染症であることがわかった場合、登園日を待たず、すぐに電話でお知らせください。疾患が治って登園する際には、疾患に応じて『意見書』または『登園届』の提出をお願いいたします。園児のご家族が感染症に罹った場合もお知らせください。その際、なるべく送迎は控えて頂き、やむを得ず送迎される場合は、事務所玄関での受け渡しとなりますのでご了承ください。保育室内への入室を控え、感染拡大防止にご協力をお願いいたします。

小児救急電話相談

横浜市救急相談センター

☎#7119 にダイヤル または ☎045-232-7119 年中無休/24時間
電話機の1番⇒医療機関案内 電話機の2番⇒救急電話相談（受診の必要性などのアドバイス）



感染症発症のお知らせ掲示について

感染症にかかったお子さまが特定される懸念等を考慮して、クラス名ではなく、乳児・幼児クラスと掲示しています。発熱や発疹があり、特に注意していただきたかったり、医師に伝えて頂きたい場合等では、担任からクラス名をお伝えするようにはしていますが、保護者の方が、お子さまの健康管理の為に、部署だけでなくクラス名を知る必要・心配がありましたら、職員にお尋ねください。

保健行事予定

- ・5/31(火):尿検査(3・4・5歳児クラス)
- ・6/9(木): 前期内科検診
- ・6/14(火): 前期歯科検診・尿再検査出
- ・6/30(木): くま組フラッシング指導
- ・9/2(金): らいおん組フラッシング指導
- ・2/24(金): きりん組フラッシング指導
- ・未定 聴覚検査(きりん組)
- ・未定 後期内科健診
- ・未定 後期歯科健診
- 毎月: 身長・体重計測 (各クラスにて)

（（新型コロナウイルス関連））

- 保育所等の登園にあたっては、登園前にご家庭で子どもの体温を計測し、発熱や咳などの呼吸器症状がある場合は、登園はしないで、家庭で様子を見てください。
- 家庭で熱の経過を見てください。熱が下がってから 24 時間以上経過し、呼吸器症状が改善するまでは、登園せず家庭で様子を見てください。
- 登園してからも、引き続き子どもの健康状態にご留意ください。

【在園児】

お知らせください

- ① 発熱等の症状が見られた場合
 - ② 新型コロナウイルス感染症に関して、濃厚接触者に特定された場合
 - ③ PCR 検査・抗原検査等の新型コロナウイルス感染症に関する検査を受ける場合
 - ④ ③の検査結果が判明した場合
- 【在園児の家族】 ① PCR 検査・抗原検査等で陽性の判定が出た場合



横浜市ホームページ よくある質問より抜粋 ～R4.3.8～

Q 濃厚接触者とは

- A 「濃厚接触者」とは、新型コロナウイルス感染症の陽性者の感染可能期間（患者の発症の 2 日前から入院または自宅等での療養の開始までの期間）に接触した者のうち、
- ・新型コロナウイルス感染症陽性者と同居あるいは長時間の接触（車内、航空内等を含む）があった者
 - ・手で触れることのできる距離（目安として 1 メートル）で、必要な感染予防策なしで、「新型コロナウイルス感染症陽性者」と 15 分以上の接触があった者 などです。

Q 濃厚接触者の待機期間について

- A 濃厚接触者の待機期間（健康観察期間）は、10 日間から 7 日間に短縮しました。7 日以下の待機期間とする判断については、地域における社会機能の維持のための必要性を各事業所にて判断していただきますので、雇用主と相談の上、ご判断ください。なお、7 日を経過する前の待機解除は、事業所による自費検査にて 4 日目と 5 日目に陰性を確認した場合に限ります。（患者と同居しているご家族は原則として濃厚接触者に該当します。濃厚接触者の外出自粛期間は、患者との最終接触日を 0 日目として 7 日間が経過した日までとしています。

Q 本人のセルフテスト等による陽性判明時点から、医療機関を受診せず即時に療養を開始することを選択できる「自主療養」とはなにか

- A 「自主療養」については、神奈川県ホームページをご参照ください。

Q 検査キット等により自らが実施した抗原検査で陽性になったため、医療機関に受診相談したが、抗原検査陽性であれば、受診は不要だと医療機関に言われた。受診しないでよいのか

- A 抗原定性検査キット等で陽性の検査結果が出た場合は、陽性の可能性が高いため、外出自粛やマスクの着用・こまめな消毒等の感染対策を開始していただくようお願いします。医師の診断をご希望（患者であることが確定する）の方や、妊娠している方（年齢に関わらず）、65 歳以上、2 歳未満、または 40～64 歳で重症化リスク因子のある方は医師の診断を受けた場合、保健所が重傷化リスクを考慮し健康観察を強化している「重点観察対象者」に該当する可能性があるため受診をおすすめします。

Q 新型コロナウイルスと診断されたが、保健所からの連絡が入らない場合があると聞いた（報道されている）が、自分はどうなのか

- A 神奈川県内自治体は、神奈川モデルで新型コロナ患者支援を行っています。現在、感染者が大幅に増えているオミクロン株の特徴に合わせ、重症化リスクのある対象者（重点観察対象者）への健康観察等の取り組みを強化しています。オミクロン株は、重傷化リスクの高いと考えられる人以外の人にとっては軽症の感染症であるとの知見があるため、日々の健康観察は LINE や Ai 電話等を活用したデジタル療養の対象となり、保健所職員からの連絡はありません。

Q 自主療養中に医療機関を受診したい場合、自宅から医療機関までの移動手段はどうすればよいか

- A マスクの着用などの感染予防をし、可能であれば公共交通機関の利用を避けて医療機関を受診してください。